

平成26年度第1回草津市協働のまちづくり推進本部会議議事録

■日 時：

平成26年5月27日（火）10時10分～11時40分

■場 所：

市役所 庁議室

■出席者：

市長、副市長、総合政策部長、危機管理監、総合政策部理事（経営改革・草津未来研究所担当）、総務部長（兼法令遵守監）、まちづくり協働部長、まちづくり協働部理事（拠点施設整備担当）、環境経済部長、環境経済部理事（廃棄物担当）、健康福祉部長、健康福祉部理事（社会福祉・健康増進担当）、子ども家庭部長、都市計画部長、都市計画部理事（景観・交通政策担当）、都市計画部理事（都市再生担当）、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事（学校教育担当）、議会事務局長

1. 審議案件

（1）（仮称）草津市協働のまちづくり推進計画の策定方針について

【事務局】

<資料1に基づき説明>

【委員】

計画の内容のうち、主な項目とあるが、各主体の役割は条例に書いてあるのに具体的には計画はどこまで書き込むのか。このスケジュールは実施計画を目指しているのか。

【事務局】

計画の内容については、それぞれの主体毎に区分して、取り組みの年次計画を示していきたい。

【委員】

まちづくり協議会においては、一括交付金のあり方などを年次計画で盛り込むということか。

【事務局】

示していきたいと考える。

【委員】

（仮称）市民総合交流センターで活動をされる定義等も全て入ってくるのか。

【事務局】

現在のところそこまでは考えていないが、今年度から関係団体で連絡協議会を設置することとなっているので、計画に載せる内容も含めて検討していきたいと考える。

【委員】

それぞれの役割については、協働のまちづくり条例に書かれているが、それ以上のことをこの計画にどう盛り込むのかということになると、行政システム改革推進計画の中に外郭団体の見直しという項目があったと思うが、中間支援組織の5年間の計画をこの計画の中だけで作れるのか。

【事務局】

行政システム改革推進計画に掲げている項目までは本計画に定めない。協働のまちづくりを進めていくために、市民公益活動団体、行政、中間支援組織などが互いにできることを盛り込んでいく。

【委員】

実施計画は各地域で作成されていると思うが、ここは全体のくくりだけを挙げるのか。

【事務局】

今回策定するものは、まちづくり協議会だけではなく、町内会、NPO、教育機関、中間支援組織、市、市民の方々が連携・役割分担をしながら、協働のまちづくりを進めるために、これから5年間お互いが実施していくことを定めるものである。

【委員】

5年間の計画というが、組織の体制づくりが先ではないか。

【事務局】

出来ないことを役割分担しても無理だと思うので、推進評価委員会で議論し、まちづくり協議会の会長会、市民公益活動連絡協議会にも諮りながら策定していきたいと考える。

【委員】

まちづくり協議会や中間支援組織、市民総合交流センターの位置づけなど課題が多く、5年先を見通して、この1年でまとめきれぬかという懸念がある。5年間の計画をするのではなく、3年間計画にした方が現実的ではないか。

【事務局】

意見を伺いながら進めていきたいと思う。

【委員】

個人情報の提供について、まちづくり協議会として体制はきちんと出来ているのか。認定されたところのみ指定管理を受けられるような縛りはあるのか。

【事務局】

指定管理も個人情報の提供も認定されたところだけである。

【委員】

実施計画と言った場合に既にまちづくり協議会は動いている、5年計画であれ、3年計画であれ、基本的な部分、どう動かしていくのかをはっきりしていけないといけない。

【事務局】

今回の推進計画は、まちづくりにおける各主体の役割をより明確にして、計画書に載せることによって、まちづくりを進めていく道標となればと考えている。条例の24条に市は推進計画を策定するとある。計画の年度については、市長の任期に伴い5年間とさせていただいた。

【委員】

推進計画だけをやっていたら良いものではなく、時代の要請で法律が変わって、地域で活動していかないといけない場合は骨子が変わってくる。現在の役割分担で精一杯だというところが相当数出るかもしれない。市からは仕事を振ってくるばかりではないかという声が聞こえる。

【事務局】

まちづくり協議会自体の位置づけを今回、認定というかたちでさせていただいた。その部分については、行政と地域との協働の部分で、防災面での地域に委ねる部分というのも含めて、地域においては地域まちづくり計画も定めていただいて、組み入れていただいている中で市の施策についても一緒にやっていっていただくと考えている。様々な意見が出たが、参考にしながら今後取り組んでまいりたいと思

うがよろしいか。

【委員】

計画期間は3年または5年のどちらにするのか。

【事務局】

一旦は5年にさせていただく、3年間で見直しを行う。

【委員】

各主体の役割を具体的に示すこととなっているが、この委員会に調整機能を持たせないのか。委員会の構成メンバーの中に中間支援組織が入っていないが。

【事務局】

中間支援組織について、委員会に入れるかどうかという議論をしたが、現在、四者協議ということで、まちづくり協働部と健康福祉部、中間支援組織である、社会福祉協議会ならびにコミュニティ事業団で前もって協議を進めており、実際の委員会にあっては、事務局側に座って一緒に進めていこうと取り組み体制としている。

【委員】

行政がつくる以上、行政の計画なのか。

【事務局】

そうである。

【委員】

その計画の作り方で、市民の代表とか、様々な意見を聞いて一緒に作るというのなら、それは公共計画、行政だけがつくるのであれば行政計画。公共計画と言うなら、まち協の代表とか関係団体の代表とかと一緒に作るのだから、出来た計画の位置づけは公共計画で、計画策定したのは、あくまで行政である、だから行政が作った計画で間違はないのか。

【事務局】

間違いない。市が作るが、その中で皆さんの付加行為が必要である。

【委員】

条例策定委員会が名前改正で評価委員会となっているが、策定後の検証を来年度以降も継続して開催していくという意味か。

【事務局】

そうである。

次回、7月に先進事例や机上案とかを出して意見をいただきたいと考える。

(2) 市民センター（公民館）の指定管理者制度の導入年度について

【非公開】

※上記の案件は、政策過程における未成熟な情報であり、草津市情報公開条例第7条第1項第5号の規定を準用し、協議項目のみの情報提供とします。

草津市情報公開条例

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る市政情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない。

<中略>

(5) 実施機関ならびに国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

2. 報告案件

(1) 平成25年度市民参加の状況および平成26年度推進事項について

<資料3に基づき説明・報告>

(2) 地域まちづくり計画について

<資料4に基づき説明・報告>

このページのお問合せ

草津市まちづくり協働部 まちづくり協働課 市民活動推進グループ

電話 077-561-2337 FAX 077-561-2482

メール machi@city.kusatsu.lg.jp